令和6年度「まいにち金メダル」プロジェクト実施業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度「まいにち金メダル」プロジェクト実施業務

2 業務の目的

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる共生社会の実現に向けたまちづくりを進めるべく、「人々がお互いに認め合う、尊重し合う」というマインドを浸透させることを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務にあたっての前提条件

(1) 事業コンセプト

事業コンセプトは、令和5年度に引き続き、人や街のいいところを見つけて、札幌市民が金メダルを贈り合い、SNSで発信したり、メディアで紹介することによって、互いに認め合い、尊重し合う取り組みを行うものとする。

(2) ロゴマーク

本事業の実施にあたっては、令和5年度における「まいにち金メダルプロジェクト」実施業務(以下「令和5年度事業」という。)で展開しているロゴマークを活用するものとする。

5 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」に示した意義や効果を市民に実感してもらうとともに、 多くの市民に浸透させるため、SNS やテレビ等のメディアなどを効果的に活用した一体 的な広報・プロジェクト活動を実施すること。

詳細の事業内容は企画提案の結果を受けて、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。

受託者は、下記(1)から(5)の各項目に係る企画、制作、編集、放送、運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整、折衝及びプロジェクトの実施に係るすべての費用の支払い等を行うこととする。

なお、広報テレビ番組の制作、放送を行うにあたっては、放送回ごとの番組内容の検

討、シナリオの作成、出演者の選定、出演交渉など、番組の制作、放送に必要なすべて の業務について、委託者と相談しながら受託者が自主的に行うこと。

また、SNS についても、委託者と相談しながら受託者が自主的にその運用に必要なすべての業務を行うこと。

(1) 広報テレビ番組の制作放送

広報テレビ番組を制作し放送すること。

ア 番組内容

4(1)に示した事業コンセプトに沿うとともに、4(2)にあるロゴマークを活用し、5(2)および(3)で展開する取り組みと連動しながら、多くの市民に浸透させることが出来るものとする。

なお、番組の整合性や連続性を確保するため、令和5年度の番組のタイトルやロゴ、BGM は維持すること。令和6年度の番組構成については、市民の興味関心を惹きつけ、より一層の視聴を図れるよう、さらなるレベルアップを図ること。

イ 提案条件

- (ア) 放送局は、任意とする。
- (イ) 放送回数は、24回以上とする。

ウ その他の実施業務

(ア) 番組の企画、制作及び編集、収録場所の許可関係並びに関係者との折衝等、 放送に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理

なお、受託者は、各放送回の①出演者の選定、②出演者の調整、③詳細なシナリオの作成を行ったうえで、委託者の確認を受け、④番組の撮影、⑤番組の編集、⑥番組の放送等を行うものとする。各放送回の企画から放送まで受託者の責任で行うものとするので留意すること。

- (4) 番組内容に沿った放送枠(曜日、時間帯)及び尺の提案
- (ウ) 別途本市が指定するファイル形式での制作物の提出
- (エ)番組の二次利用(二次利用の範囲:市有施設での放映、本市が運営するホームページ及び YouTube での放映、本市が主催するセミナー・講習会等での放映等)についても提案すること。
- (オ) 番組宣伝など視聴率向上につながる企画があれば提案すること。

(2) SNS (Instagram など)

既存の SNS アカウントを活用して、市民が参加できるハッシュタグキャンペーンを実施する等、フォロワー数の増加に向けた取り組みを行うこと。SNS の運用な

ど、取り組みの全てについては、委託者と相談しながら受託者が自主的に行うこと。

(3) 「だれでも表彰台」(以下、オブジェという。)の管理

既存のオブジェの設置場所の選定、設置の交渉及び設置場所までの運搬並びに設置費用の支払い等の全てについて、委託者と相談しながら受託者が自主的に行うこと。

(4) ポスター、シール等の作成・配布

市民への直接的な呼びかけのツールとして、新たなデザインのポスターやシール等を作成し、各種取組の中で効果的に配布や掲出等を行うこと。履行期間中に、テレビ番組の放送日時など、ポスター等の記載内容に変更が生じた場合は、内容を修正し、配布や掲出等を行うこと。

(5) 独自提案

ラジオ番組の制作放送、学生の活動を通じた啓発活動、今後自由に使える新たな テーマ曲の製作提供など、本プロジェクトの実施にあたって必要と考えられる独自 企画の提案は妨げない。

また、広報テレビ番組について、2分30秒以上の放送枠が確保できる場合は、費用の一部を負担する民間企業等スポンサーを確保することもできるものとする。

6 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権そ

の他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害 の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するも のとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとす る。

- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権(著作権 法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、直ちに無償で委託者に譲渡する ものとする。委託者は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項に該当しない場合 においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。